

## 令和元年台風第15号及び第19号による 住家一部損壊被害対策支援事業について

令和元年台風第15号及び第19号による一部損壊住家（損害割合20%未満の住家）に対して、支援事業を実施することといたしましたので、以下の通り報告いたします。

### 1 経緯

令和元年台風第15号及び第19号では、記録的暴風雨により、区内でも屋根の破損や床上浸水などの被害が多く発生した。区でも、100件を超す一部損壊住家（損害割合20%未満の住家）に対してり災証明書を発行している。

都は、台風被害が区内広範囲に及ぶことや、国の支援が及ばない地域があることを踏まえ、区市町村が一部損壊住家に対する補助を制度化した場合に、今年度に限り、補助の実施主体である区市町村へ補助する制度を設けた。

そこで、区は、被災者の住宅の安全や生活の安定を図るため、都の補助事業を活用した支援事業を実施することとした。

### 2 補助事業の概要

#### (1) 対象となる住宅

当該台風により被害を受けた区内に存する貸家を除く住家のうち、り災証明書において一部損壊と判定された住宅

#### (2) 補助対象者

補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ア 現に自己が所有し、かつ、自己が居住する住宅の補修工事を行う者
- イ 自らの資力では応急修理をすることができない者
- ウ 補修工事により、被害を受けた住宅での生活が可能となる者

#### (3) 対象となる補修工事

一部損壊住家の補修に関する工事で、令和元年度に工事が終了し施工業者に代金を支払い済みのもの。なお、集合住宅においては専有部分のみを対象とする。

#### (4) 補助額

対象となる住宅1戸につき、次のいずれか低い額かつ予算の範囲内の額とする。

- ア 補修工事に要する経費の2分の1
- イ 30万円

【補助額のイメージ】 工事費60万円のケース

区が補助する額 30万円		個人負担 30万円
都負担 15万円	区負担 15万円	

### 3 周知方法

本制度の確実な周知を行うため、2月1日号広報すぎなみに掲載した他、一部損壊のり災証明書を受けた方へダイレクトメールにより周知した。